

新旧対照表

旧	新
<p>(略)</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 県内中小企業 <u>中小企業等経営強化法に規定する中小企業者等であつて、県内に事業所を有するものをいう。ただし、資本の額、出資の総額及び常時使用する従業員の数については、中小企業基本法の定めるところによる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 県内中小企業 <u>中小企業基本法第2条第1項、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号及び中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業者と同規模の中小企業等経営強化法第2条第2項第4号で定める政令第2条第4項第1号から第3号に規定する事業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。</u></p>
<p>(略)</p> <p>(目的) 第3条 この補助金は、県内中小企業が登録人材紹介事業者や登録副業マッチング事業者の職業紹介機能等を利用して、プロフェッショナル人材を採用又は副業等により活用した場合に要する経費の一部を県が補助することにより、本県へのプロフェッショナル人材の還流を促進し、県内中小企業における「攻めの経営」を実現することを目的とする。</p>	<p>(略)</p> <p>(目的) 第3条 この補助金は、県内中小企業が登録人材紹介事業者や登録副業マッチング事業者の職業紹介機能等を利用して、プロフェッショナル人材を採用又は副業等により活用した場合に要する経費の一部を<u>拠点</u>が補助することにより、本県へのプロフェッショナル人材の還流を促進し、県内中小企業における「攻めの経営」を実現することを目的とする。</p>
<p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>(略)</p> <p>(事業実施期間) 第5条 <u>補助事業を実施することができる期間は、交付決定日から令和4年2月28日までとする。</u></p>

<p>(補助対象経費) 第5条</p> <p>(略)</p> <p>(補助金等) 第6条</p> <p>(略)</p> <p>4 就業マッチング補助金及びトライアル就業補助金(副業・兼業型)は、それぞれ県の1会計年度を通じて、1社につき1名限りとする。</p> <p>(交付申請) 第7条</p> <p>(略)</p> <p>(補助事業の事前着手) 第8条</p> <p>補助事業の着手は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、就業マッチング補助金における旅費等事業の性格上やむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(補助対象経費) 第6条</p> <p>(略)</p> <p>(補助額等) 第7条</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>補助事業者への就業マッチング補助金及びトライアル就業補助金(副業・兼業型)並びに副業等人材活用促進補助金は、それぞれ県の1会計年度を通じて、1社につき原則1名限りとする。ただし、副業等人材活用促進補助金を活用する場合について、やむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合は、2名まで可能とする。</u></p> <p>(交付申請) 第8条</p> <p>(略)</p> <p>(補助事業の事前着手) 第9条</p> <p>補助事業の着手は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、<u>就業マッチング補助金等</u>における旅費等事業の性格上やむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>
<p>(補助金の交付の決定) 第9条</p> <p>理事長は、第7条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書(様式第4号)を通知するものとする。</p>	<p>(補助金の交付の決定) 第10条</p> <p>理事長は、第8条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書(様式第4号)を通知するものとする。</p>

(略)

(申請の取下げ)

第10条

(略)

(申請内容又は経費の配分の変更)

第11条

(略)

3 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

(事業の中止又は廃止)

第12条

(略)

(実績報告)

第13条

補助事業者は、当該事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条

(略)

(補助金の支払等)

第15条

(略)

(就業等状況の報告)

第16条

(略)

(略)

(申請の取下げ)

第11条

(略)

(申請内容又は経費の配分の変更)

第12条

(略)

3 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

(事業の中止又は廃止)

第13条

(略)

(実績報告)

第14条

補助事業者は、当該事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の3月20日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条

(略)

(補助金の支払等)

第16条

(略)

(就業等状況の報告)

第17条

(略)

<p>(補助金の経理等) <u>第17条</u></p> <p>(略)</p> <p>(報告及び検査) <u>第18条</u></p> <p>(略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取り消し等) <u>第19条</u></p> <p>(略)</p> <p>(補助金の返還) <u>第20条</u></p> <p>(略)</p> <p>(その他) <u>第21条</u></p> <p>(略)</p>	<p>(補助金の経理等) <u>第18条</u></p> <p>(略)</p> <p>(報告及び検査) <u>第19条</u></p> <p>(略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取り消し等) <u>第20条</u></p> <p>(略)</p> <p>(補助金の返還) <u>第21条</u></p> <p>(略)</p> <p>(その他) <u>第22条</u></p> <p>(略)</p>
---	---